

中央児童相談所

四季報（3号）



誠 16年12月21日

059-231-5666

児童福祉法が改正されました

今年の通常国会において継続審議になっていた改正児童福祉法が、11月26日参議院本会議において可決、成立しました。

施行日は、一部を除いて平成17年4月1日からとなります。

大きな改正点は、市町村が児童に関する一義的な相談支援機関となり、専門機関との児童相談所は、深刻な虐待への対応や市町村支援に専念させることです。

そこで、「一義的」という意味を広辞苑で調べてみると、一つに「一つの意義しかないこと。」一つに「第一義的であること、最も重要な意味であること。」と説明されています。

これでは、どういう意味が良く分かりませんので、他の法令を参考に見ますと、子どもの権利条約第18条第1項（父母の第一義的養育責任と締結国の援助措置）に「・・・父母は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。」と規定されています。

その解釈として、親の第一義的養育責任とは、「国や第三者の干渉や介入を排して、父母がまずもって自分の子どもを育てる責任を負うということである。」と説明されています。

この意味から類推すると「一義的な相談支援機関」とは、「国、都道府県及び第三者の干渉や介入を排して、市町村がまずもって市町村の子どもの相談を受け、支援を行う機関となる。」ということになると思います。

いずれにしましても、市町村が責任をもって児童の相談を受けることになり、そのための体制整備に努めるとともに、職員の確保と養成が義務づけられました。

今回の改正は、虐待相談が増加するなかで、従来の児童相談システムでは、児童相談所が対応しきれないという現状を解消するためと、地方分権の流れのなかで、子育て支援のような対人サービスは、より住民に近い基礎自治体である市町村で提供した方が良いという考え方の基に行われました。

少子化が続くなか、今回の改正が、真に住民のため、こども達のためになるよう、今年度中に、児童相談における市町村との役割分担を具体的に協議しなければならないと思っています。

また、今回の改正において市町村ごとに設置が進んでいる関係機関による「虐待防止ネットワーク」が、「要保護児童対策地域協議会」として法定化されました。

県の「しあわせプラン」においても100%設置を目指しています「虐待防止ネットワーク」の未設置の町村は、法改正を機に設置促進を図ってもらいたいものと思っています。

児童相談所長 上廣 正男

「しつけと虐待」

虐待相談を受ける中で、子どもへの暴力について、親の多くは「しつけ」のための手段であったと主張されます。「しつけ」のためなら、子どもを叩いてもいいのでしょうか。もちろん答えはノーです。「しつけ」は、子どもに社会のルールやマナーを教えること、子ども自身が自分をコントロールできるように訓練させること、また自立して生きていくために必要な情報や知識や技能などを教えることが目的です。それは、子どもへの愛情に基づいており、あくまでも子どもが主人公として考えて行う行為です。

一方「虐待」は、親が自分の力を誤用して、様々な形で子どもに暴力を振ることですから、こちらは親が中心で親が自分のためにすることです。

子どもの成長に関わる大人が、「しつけ」と「虐待」の区別がつかなくて、無意識のうちに虐待してしまう場合があります。この2つに境界線を引くことは、大人にとって一番難しく、かつ、重要な問題です。多くの親は、子どもを愛しているから叩くのだといますが、叩かれる子どもにとっては、どんな形であれ、やはり暴力を受けたことには違いありません。「しつけ」に暴力を使うと、子どもはその場は従うかもしれません、それは叩かれるのがこわいから従っているだけで、「しつけ」になっているわけではありません。叩いて「しつけ」ていると、ずっと叩き続けていかなくてはならなくなり、子どもが大きくなるにつれて、暴力もエスカレートさせなくてはならなくなります。そして、体力的に親子の力が逆転すると、子どもは反撃にでます。これが子どもから親への家庭内暴力です。

また、「愛しているから」というのは、親の都合にあわせた言い訳で、ゆるされる理由にはなりません。愛情表現として暴力を受けた子どもは、愛情イコール暴力として認識しますから、自分もまた愛情表現として暴力を振るい、再生産されるようになります。

親が、子どもとのコミュニケーションの方法や子どもを育てるために必要な情報や知識をもっていれば、暴力を使って子どもをコントロールすることなく、十分に子どもを尊重して教えていくことができます。必要なのは、大人が暴力について正しく理解することと、子どもを一人の人格として尊重し、決して暴力は使わないことです。

相談判定第2グループ 井上良純



最近の児童に関する報道から

毎日、児童に関しての記事に「虐待死、誘拐、誘拐未遂」が載らない日はありません。特に、児童誘拐・誘拐殺人事件に関しては、犯人に対して怒りをおぼえます。奈良県女児誘拐殺人事件は、はやく犯人が逮捕されることを願っています。奈良県と三重県は、近県として生活交流のある土地ですので、他人事のように思えません。確かに、5~6年前にも同じような事件があり、三重県まで捜査が及んだことを記憶しています。子ども達の通学等については、警察、地域住民等により、充分な配慮がされてはいるものの、不安の日々を続いていることは否めません。

昨日のTV放送で、奈良県・兵庫県等で連続して、誘拐、誘拐未遂事件が起こっていることを耳にしました。TV等の報道は「危険」を知らせるためのものであるにもかかわらず、逆に「類似事件」を誘発しているように感じ取れます。

また、子どもが親を殺害した事件も報道されています。子どもと言っても成人になった人ですが、なぜ突然に親を殺す行為が生じたのか、疑問が残るところです。ある家庭では、親は立派な人であったが、子どもは「ひきこもり」の状態であったり、「家庭内暴力」が絶えなかったりとの家庭の状況が報じられていますが、共通する事は、「長い間の親子関係」のまずさ、くずれから生じたものと感じ取れます。

これらのことを見て、この子どもの過去、成長段階での問題や環境がどの様であったのか気になるところあります。「ひきこもり・家庭内暴力」等で悩んでいる家庭であれば、少なくとも相談機関等でのアドバイスを受けているはずだと思います。助言・支援を受けていて、問題の解決には至らなかったのかと、児童相談所で仕事をしながら、余計な心配を持ってしまします。

児童相談所の職員として、相談を担当していますと、一向に良くならない相談については、大変気を使うこととなります。ましてや、過去に相談を受けたケースでその後は、全く良くななくて、むしろ、そのことが尾をひいている場合等、「ドキッ」とします。

相談を受ける場合は、その子どもを取りまく状況が充分理解できるまで、社会環境等の調査をしながら、処遇を考える方策をとっています。特に気をつけることは、相談相手との信頼関係を成立させることで、丁寧、かつ、迅速な対応をこころがけています。

このような事件報道から、児童相談所としての対応が今一度、問われる事になるのではないかと心配します。児童相談所の対応によって、児童の将来を大きく左右することになる、そのことを肝に命じて、相談を受けている日々です。児童相談所の職員として、「子どもの最善の利益」を追及しながら相談業務を遂行していきたいと思っています。

相談課判定第1グループ 奥 昭徳

輝ける子どもたち

私が、一時保護所に勤務して3年と8ヶ月が過ぎました。その間たくさんのおともたちに出会い、子どもと一緒に考え、悩み、寝起きを共にしてきました。その中で思ったことは、一人ひとりの子どもが持っている自助能力のすばらしさです。

多くの子どもは、不安そうな表情をして一時保護所に入所してきます。入所理由はさまざまですが、子ども自身は心にかなり深い傷を負っている場合が少なくありません。傷を負っていることさえも自覚できない子どもが、保護所の生活において職員と話をしたり、作文を書いたり、トランプをしたり、運動をしたりするなかで生活の楽しみを見つけだし、生き生きとした表情を見せてくれるようになります。

今までの生活が昼夜逆転しており、朝起きれなかったり、夜なかなか寝れないと訴える子どもも次第に生活リズムが整い、朝自ら起きて来たり、消灯時間にはきちんと電気を消して寝ていたりするようになります。

食事も初めは少量しか食べず、嫌いなものを残していた子どもも、好き嫌いせずに、ご飯のお代わりもするくらい食欲が旺盛になります。

着替えもせずに毎日同じ服を着ていた子どもも、毎日服を着替え、自分で洗濯機を回し、洗濯物を干すようになります。

今までほとんど勉強なんかしたことないという子どもも、自分の学力に合った問題に熱心に取り組み、「先生、100点とれたよ」と喜びます。

運動は苦手だという子どもも、初めはバドミントンで空振りばかりしていましたが、次第にラケットに当たるようになると、とても楽しそうに取り組みます。

一時保護所では、10人から15人くらいの子どもたちが一緒に生活していますが、個々の子どもの能力に適した生活日課を計画するため、勉強が出来ないという意識を持っている子どもも、運動が苦手で消極的な子どもも、少し努力することによって達成感を味わうことができ、自分はやれば出来るんだという自信を持たすことができます。日々の経過とともに、心も体も輝いてゆく子どもたちを見ていると、子ども自信の持つ自然治癒力には驚かされます。

しかし、そこから先の将来を考えると、大きな壁が目の前に立ちはだかります。衣食住が満ち足りて、安全で安心できる生活環境が整うと、子どもは元気を取り戻しますが、心に負った深い傷を自覚し、癒しの作業をしない限り心の呪縛から解き放たれないように思います。そして、その作業には長い年月がかかりますので、一時保護所職員に出来ることは、子どもの手を引っ張って歩いてあげることではなく、自分で歩ける力を身に付けさせること、またそのことに気づかせることだと思います。

一時保護所 山本 雄彦

「チームで協働する喜び」

親の意に反して子どもを保護する仕事はきつい。

児童福祉司の説明に親は取り乱し、声を荒げて抵抗する。子どもを守るために児童相談所の出した方針を伝える手続きの最初に出合う光景の一つです。

そんな中で、床に泣き崩れ、震える母親を私は無言で抱きしめてしまったことがあります。恥かしいことに抱きしめながら一緒に泣いてしまいました。泣きながら私は、子どもの頃、母親の背中におんぶされた時の安心感、子どもの病気で悩んでいた時に、友人に抱きかかえられた時の安心感を再度、実感していました。

説明の後半、私は児童福祉司の説明を聞く母親に、自分の体の一部をくっつけて寄り添っていました。

長時間、説得するも同意を得られず、職権で子どもを保護することになりました。

つらい、後味の悪い仕事です。児童福祉司はもっと大変なはず。しかし、チームで仕事をする以上、役割があります。

母親のケアのために虐待防止ネットワークのメンバーが駆けつけてくれました。ほっとしました。前夜のネットワーク会議で児童相談所は子どもの保護、そして母親のフォローはネットワークのメンバーで、情報管理はネットワーク事務局ですることを決めてあります。皆で力をあわせて、親子を救う作業が始まったのです。きっと、いい結果に結びつくと信じています。

疲れがどっと残りました。

その日の夕方、児童相談所の2階で定例の輪読会があり、この会は自分を高めるため、自分を守るため、自分を癒すため、仲間が支えあう会ともいえます。私は仲間に自分の気持ちを話したことで心が楽になりました。

この職場に転勤して以来、つらい中にも、喜びを味わうことも度々あります。

保健師 奥山恵子

ADHD 注意欠陥／多動障害

ADHDとは

最近“ADHD”と言う言葉が、テレビ・新聞などのマスコミに取り上げられ、発達障害の一症例として関心が寄せられています。

ADHD（注意欠陥／多動障害）とは、一般に①注意力の欠如 ②多動性・衝動性を特徴とする障害のことです。

「落ち着きがない」、「集中力がない」、「静かに遊ぶことが出来ない」、「後先考えずに行動をする」、「人の話を聞かない」などが、ADHDの行動特徴です。

ADHDの子どもは、「我慢が足りない」、「何回注意しても反省しない」、として、大人から叱られやすいため、「自分は馬鹿だ、悪い子だ」、「何をやってもうまく行かずに失敗ばかりする。」と知らず知らずのうちに劣等感が強くなり、自尊感情をなくしてしまう恐れがあります。

また、「親のしつけが足りない」、「もっと厳しくしないといけない」など、親のしつけの不十分さを周りから指摘されることも多いようです。

自分のしつけ不足を非難された親は、「これではいけない」と更に子どもに厳しく接するようになり、ADHDの子どもは、ますます親から叱られるようになってしまい、ついには児童虐待にまでいきついてしまいます。

ADHDの原因は、子どもの我慢不足のせいでも、親のしつけ不足でもありません。

生まれながらにして、集中力を維持し、行動をコントロールする脳の機能に問題があるためで、自分自身ではどうすることも出来ずに、「つい同じことを繰り返してしまう」、「じっとしていられずに思わず動いてしまう」わけです。むしろ、ADHDの子どもにとって、こうした行動特徴は自然なことなので「なぜ、自分は叱られてしまうのか」が、実はよく分かっていない可能性があります。

=今日は、ADHDの特徴を説明しましたが、次回は、その対応について説明をしたいと思います。

ケア・ディケア活動について

母の養育能力の見極めと育児支援のため、緊急で宿泊ケアを実施することになりました。急速、『子育て支援協力員』に依頼し、活動を開始しました。

母は感情のコントロールが出来ず、色々な問題を次から次へと抱え、時にはパニックになり、時には無理難題をぶつけたり、攻撃的な言動になったり…。

母の情緒が安定している時は、共に笑顔で赤ちゃんをあやしたり、笑い声が出たり…。

そんな状況のなかで、母の不安を聴きながら、母子に寄り添い、きめ細やかな支援をしながらの17日間。

今までの各機関の見守りや援助、今回の「宿泊ケア」の支援から、母は、様々な葛藤のなかで色々なことが身に付いたことでしょう。

今回の支援にあたり、母に振り回されそうになりながらも、支援者自身の客観的な柔軟性、また支援者自身の“心の健康”も大切だと実感しました。

今後もゆとりを持てるように、支援を提供したいと思います。

子ども家庭専門員 青木真寿子

★トピックス★

電話設備が新しくなります。

児童相談所の電話が聞き取りにくい、途中で切れてしまって不快な思いをした等、様々な苦情を寄せられましたが、この度、最新の設備に更新されることになりました。

これからも電話での相談、虐待通告等よろしくお願いします。